

第三次昭和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）



令和5年3月



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 昭和町の現状と取り組み状況	2
3 目的	2
4 位置付け	3
5 計画期間	3
6 対象範囲	3
7 対象温室効果ガス	4
8 計画で用いるガイドライン等	4
第2章 計画の方針と目標	5
1 温室効果ガスの排出量の現況（基準年度現在）	5
2 計画の方針と削減目標	7
第3章 取り組み内容	8
1 職員共通の取り組み	8
2 庁舎・施設管理等での取り組み	9
3 事務局の取り組み	11
第4章 計画の進行管理と公表	12
1 推進体制	12
2 進行管理の仕組み	13
3 公表	13
4 計画の見直し	13
参考資料	14
1 昭和町地球温暖化対策等委員会設置要綱	14

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

地球は、地表面に太陽光線が届くことによって温められ、地表面が赤外線を宇宙に放つことによって冷えていきます。熱のやりとりがこれだけならば、太陽光線がとぎれたとたん気温は下がってしまいます。

しかし、大気中には赤外線を吸収する気体（温室効果ガス）があるため、このガスが地表面から放たれた赤外線を吸収し大気が温められます。この微妙なバランスにより、我々が生存できる気温（環境）が保たれています。

ところが、近年、人間の社会活動において石炭石油等の化石燃料が燃焼・消費されること等により、この温室効果ガスの大気中の濃度が上昇を続けています。

その為、大気中や地表に留まる熱も多くなり、平均気温が上昇する『地球温暖化現象』が起きています。

『IPCC（気候変動に関する政府間パネル）』の第6次評価報告書によると、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

今世紀末までに最大4.8℃
の気温上昇



今世紀末までに最大0.82m
の海面上昇



地球温暖化の問題

感染症リスクの増大



異常気象の増加



2. 昭和町での現状と取り組み状況

この様な背景を踏まえ、本町では、平成14年3月に、『昭和町地球温暖化実行計画（第一次）』を策定し、取り組みを進めてきました。

第一次計画の基準年度である平成12年度の昭和町役場全体から排出されていた温室効果ガスは、CO₂換算で約1,536.5t-CO₂でした。その後、第二次計画の基準年度である平成25年度現在の排出量は、街路灯等の消費電力量を新たに反映させたこと、人口増加により常永小学校等の新しい施設の建設や事務の増加があったこと、また、OA機器の進歩もあり2,649.7t-CO₂になっています。

これは、第一次計画の計画策定時より約72%増加となり、当時の-4%削減という目標から、大きくかけ離れてしまっている状況です。

しかし、東日本大震災以降、本町では、節電への取り組みを行ってきた他、官民連携や補助金を活用し、公共施設への自然エネルギーの積極的な導入も進めてきました。

そして、平成28年3月に策定された『昭和町第六次総合計画』（基本構想『未来への魅力あふれる昭和町一暮らしやすさ一番を目指して一』）の中では、分野別の基本方針として、『快適で住み心地のよい町を目指す』と定め、公共施設での自然エネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及促進や、地球温暖化実行計画の見直しを図ることを目標としている等、更なる取り組みの強化を目指しているところです。

また、第二次計画（平成25年度基準、平成29年度～令和3年度）では、基準年度から13%削減を目標に掲げて、公共施設や街路灯のLED化等の取り組みを行ってきました。新型コロナウイルス感染症により目標を大きく上回った年もありましたが、人口増加に伴う給食センターの増築や、公共施設老朽化によるエネルギー効率の低下等で計画最終年度では、2,388.6tと10%の削減という結果となり、目標を達成できませんでした。

3. 目的

本町では、上述の背景や現状と、これまでの取り組み状況を踏まえ、また、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、本町の管轄する省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取り組みを推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「第三次昭和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取り組みを推進していきます。

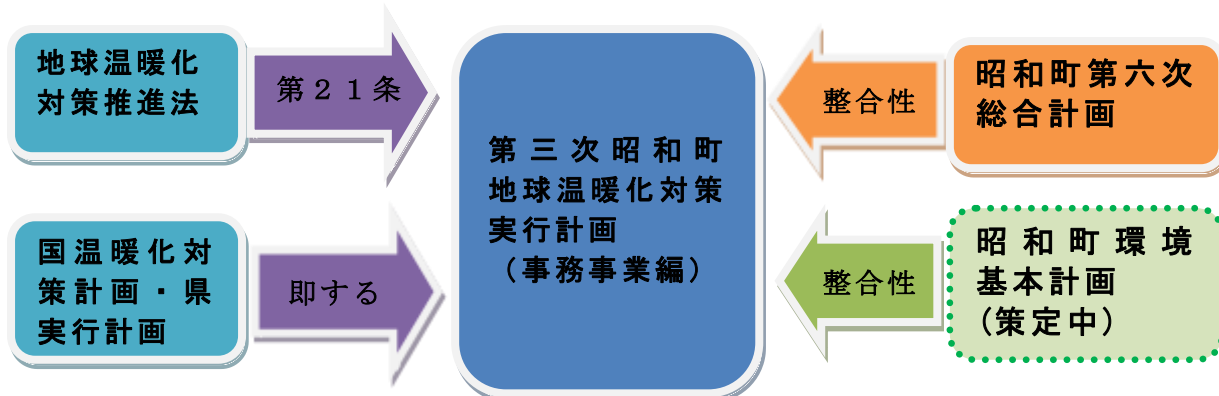
地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

- | |
|--|
| <p>第21条の1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。</p> <p>10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。</p> |
|--|

4. 位置付け

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第21条に規定する、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、地方公共団体実行計画になります。

計画は、令和3年10月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画の実行計画に即したものとします。また、昭和町のまちづくりの基本となる昭和町第六次総合計画や、策定中の昭和町環境基本計画とも整合性のとれた内容とします。



5. 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度の5年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画に基づき平成25（2013）年度とします。

6. 対象範囲

本計画の対象範囲は、昭和町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。

なお、指定管理者制度を含む、外部委託して行う事務及び事業も対象とし、受託者に排出量を把握する資料の提出や本計画への協力を要請します。また、基準年度以降に施設が増えた場合は、随時、計画の対象とします。

施設の分類	対象施設
官公庁施設	役場本庁舎
学校関連施設	町立小中学校・給食センター
児童施設	児童館・児童センター
福祉施設	総合会館
生涯学習施設	中央公民館・図書館・温水プール・総合体育館 杉浦醫院・地域交流センター
公園	指定管理も含めた全公園施設
公用車	町で管理する全公用車
施設に付属しない設備	防犯灯・街路灯

7. 対象温室効果ガス

本計画では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスのうち、本町の事務及び事業では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンの4種類が排出されます。この内、排出量が微量と考えられる※排出源については、迅速な集計・公表を図る為に対象から除外し、二酸化炭素のみを対象とします。

ただし、微量ながら排出が予想される、メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボンについては、次期実行計画において、対象とすることを検討していきます。

計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源		計画の対象の有無
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。 排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。	対象
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。	該当無し
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。		微量につき、今期計画からは除外。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される		微量につき、今期計画からは除外。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。		微量につき、今期計画からは除外。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される		該当無し
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。		該当無し
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。		該当無し

※ 実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC及びPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は施行令第1条（HFC 13物質）及び第2条（PFC 7物質）に掲げられている。

8. 計画で用いるガイドライン等

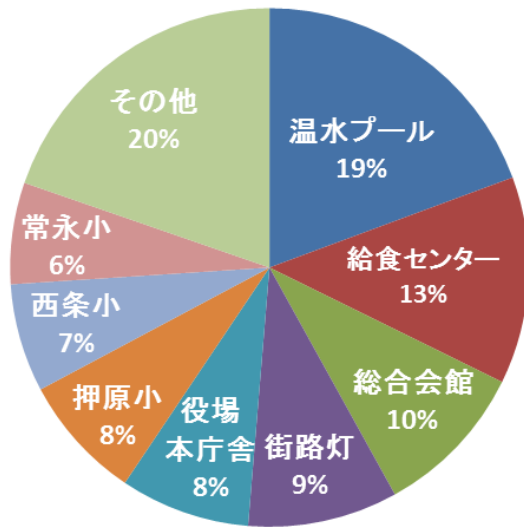
本計画は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」、及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」、並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

第2章 計画の方針と目標

1. 温室効果ガスの排出量の現況(基準年度現在)

本計画の基準年度である、平成25(2013)年度の、温室効果ガス排出量は、2,649.7 t-CO₂であり、詳細は次のようになっています。

平成25年度(基準年度)施設別CO₂排出割合



その他の施設・設備の内訳	
押原中学校	4.00 %
押原公園	3.09 %
総合体育館	2.45 %
公用車燃料	2.40 %
図書館	2.10 %
地域交流センター	1.35 %
公園(押原・釜無公園以外)	0.97 %
常永児童館	0.95 %
釜無公園	0.71 %
西条児童館	0.58 %
児童センターゆめてらす	0.36 %
彩の広場	0.25 %
公民館燃料	0.20 %
杉浦醫院	0.19 %
消防団車	0.11 %

※街路灯は、契約w数に本数と、平均点灯時間4000時間をかけて算出しました。

※公民館の電気使用量は、役場本庁舎に含まれています。

分析

施設別に見た時に、温水プールが19パーセントと、一番多くの割合を占めています。これは、後述するエネルギー別排出割合で15%を占めている灯油の大部分を使用していることが大きな理由として考えられます。

次に、給食センターが13%を占めています。給食センターはオール電化になっており、直接、化石燃料の燃焼を行わないものの、電気の使用がとて多くなっています。

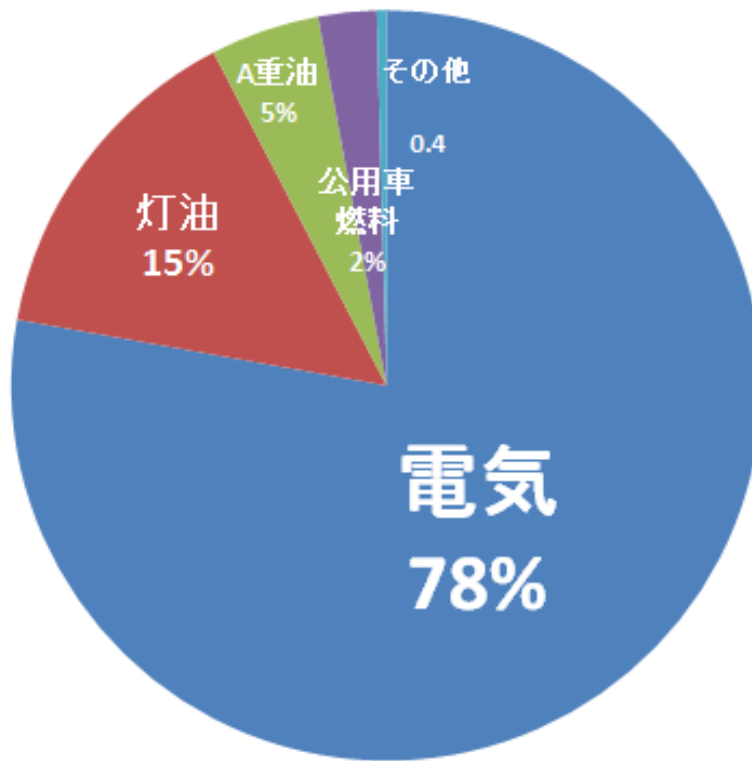
10%を占める総合会館については、温水プール同様温泉設備を有し、電気以外にもエネルギー別排出量で5%を占めるA重油の全てを使用していることが、高い排出量の原因となっています。

9%を占める街路灯については、平成28年度中に蛍光灯をLED化したことから、一定の削減がされました。ただ、依然として大きな電力を必要とする水銀灯も学校施設やグラウンド等に多くあります。

街路灯以降には、役場本庁舎や各学校等、使用する人数が多い施設が、それぞれ5%以上を占めている状況になっています。

5%未満の施設や設備については、その他に集約しました。

平成25年度(基準年度)エネルギー別CO2排出割合



※本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数で計算しています。

分析

排出源別に見た時に、電気が8割近い78%になっており、全体の大部分を占めている状況です。ほぼ全ての施設・設備で使用する他、使い勝手の良いエネルギーであることから、このような割合になると考えられます。

電気は、現在、LED照明等、高効率の製品が登場し普及してきていることや、職員一人一人がスイッチで稼働させる設備や備品も多いことから、製品の交換や職員の心がけで、削減がしやすい分野ともいえます。

次に多くの割合を占める灯油やA重油は、主に温水プールや総合会館のボイラーに使用されています。ボイラーは、コージェネレーションへの転換や燃料の種類を変えたり、エコチューニング※を行ったりすることにより削減することが可能と考えられます。

その他、公用車の燃料やLPガス等の占める割合は、決して高くはありませんが、エコドライブの実践等、職員一人一人が削減出来る事が多い分野であることから、職員への環境教育により削減していくことが出来ると考えられます。

※「エコチューニング」とは、低炭素社会の実現に向けて、業務用等建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことをいいます。

2. 計画の方針と削減目標

本町は、これまで節電や自然エネルギーの導入等、町の事務や事業で排出される温室効果ガスの排出量の削減を図ってきました。

しかし、本町では、人口増加による業務の増加や、施設や設備の新設等により、温室効果ガスの排出量の大幅な削減は難しい状況です。更に本町では、今後も人口の増加と施設の老朽化により、これまでの取り組みでは、温室効果ガスの削減が困難な状況です。

そこで、本計画では、これまでの取り組みに留まらず、更に積極的な対策を行い、令和4年度から令和8年度間の温室効果ガス総排出量を、平成25年度に比べ、39.5%削減することを目標として定めます。

基本理念

昭和町は、甲府盆地のほぼ中央に位置し、豊かな水と自然環境に恵まれ、近郊農業や良好な景観が維持されてきました。

一方で、中央自動車道の開通や工業団地の造成・土地区画整理等、都市化も進め、田園環境を備えた利便性の高い町になり、日本の総人口が減少に転じる中、今後も人口の増加が予測される町になりました。

私たち昭和町職員は、人口の増加や都市化による環境への負荷を減らし、先代より引き継いだ、この豊かな自然環境を守り育てていくために、「第三次昭和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、全ての環境法令等を順守しながら、これまで以上に、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源化を推進していきます。

基本方針

1. 職員一人一人の取り組みの励行

職員一人一人が事務事業の執行の際、あるいは庁舎や施設等の設備機器の運転等を適切に行い、温室効果ガス排出量の削減（抑制）を推進します。

2. 継続的な改善

職員の取り組み状況を確認しつつ、エネルギー使用量に基づき温室効果ガス排出量を算定し、その削減（抑制）を進めるために継続的に改善していきます。

3. 取り組みの公表

住民や事業者等への率先垂範となるべく、温室効果ガス排出量の実態や取り組み成果等を広く公表し、見える化を進めます。

目標

昭和町職員は、全員が各自の役割に努め、協力して、令和8年度末までに、温室効果ガス総排出量を、平成25年度比で39.5%削減することを目指します。

第3章 取り組み内容

1. 職員共通の取り組み

計画の達成には、設備の更新だけでは無く、職員一人一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取り組みを励行していきます。

【日常業務に関する取り組み】

項目	取り組み内容
空調	<ul style="list-style-type: none">・ 空調設定温度・湿度の適正化・ 使用されていない部屋の空調停止・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化・ フィルターのこまめな清掃・ カーテンやブラインド等を活用する。
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none">・ 冬季以外の給湯機の使用削減
照明	<ul style="list-style-type: none">・ 照明を利用していない場所や時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	<ul style="list-style-type: none">・ 使用しない時間帯における電源の遮断・ こまめにコンセントを抜く・ PCの休止状態等の活用
公用車	<ul style="list-style-type: none">・ エコドライブの推進・ 空気圧の点検・ 不要な荷物を積載しない。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ クールビズやウォームビズの励行・ ノー残業デーやノーマイカーデーの徹底・ 業務の効率化と残業の削減・ 緑のカーテン等、緑化の推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取り組み内容
用紙類	<ul style="list-style-type: none">・ 両面コピー、裏面利用の徹底・ 資料の共有化や簡略化・ 庁内LANの有効利用等ペーパーレス化の推進・ コピー用紙やトイレトペーパー等で再生紙の使用
廃棄物 リサイクル	<ul style="list-style-type: none">・ 不用意なゴミの削減(抑制)・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進・ 割り箸・紙コップ使用自粛(マイカップ等利用促進)・ 封筒、ファイルなどの再利用促進・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進・ イベントでのリユース食器の利用や分別等、廃棄物抑制

物品購入	・ グリーン購入の推進
------	-------------

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

2. 庁舎・施設管理等での取り組み

庁舎や施設の設備機器の買替の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は次の取り組みを推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取り組み】

項目	取り組み内容
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去 ・ 冷却塔充てん剤の清掃 ・ 冷却水の適正な水質管理
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具の定期的な保守及び点検

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取り組み】

項目	取り組み内容
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷温水出口温度の適正化 ・ 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化 ・ 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化 ・ 蓄熱システムの運転スケジュールの適正化 ・ 熱源機の運転圧力の適正化 ・ 熱源機の停止時間の電源遮断 ・ 熱源機のブロー量の適正化 ・ 燃焼設備の空気比の適正化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーミングアップ時の外気取入停止 ・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・ 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止 ・ 除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
給排水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給排水ポンプの流量・圧力の適正化 ・ 給湯温度・循環水量の適正化
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンデンサーのこまめな投入及び遮断（力率改善） ・ 変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築や増改築、設備機器の補修改修時には、再生可能エネルギーや省エネ設備の導入についても検討する。

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取り組み】

項目	取り組み内容
熱源	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・ 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新 ・ ヒートポンプシステムの導入 ・ ポンプ台数制御システムの導入 ・ ポンプの可変流量制御システムの導入 ・ 熱源機の台数制御システムの導入 ・ 大温度差送風・送水システムの導入 ・ 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調対象範囲の細分化 ・ 可変風量制御方式の導入 ・ ファンへの省エネベルトの導入 ・ エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・ 全熱交換器の導入 ・ スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・ デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明対象範囲の細分化 ・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 ・ 人感センサーの導入 ・ 高効率ランプへの更新 ・ LED照明への更新
昇降機	<ul style="list-style-type: none"> ・ インバータ制御システムの導入 ・ 人感センサーの導入
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高断熱ガラスやフィルム・二重サッシの導入
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイブリッド車や電気・水素自動車等、エコカーの導入。

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取り組み】

項目	取り組み内容
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光・太陽熱の導入 ・ 風力の導入 ・ 地熱・地中熱等の導入 ・ バイオマスの導入

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

3. 事務局の取り組み

昭和町地球温暖化対策等委員会事務局（以下、「事務局」という。）は、職員共通の取り組みを実施しつつ、次の取り組みも実施します。

①第三次昭和町地球温暖化対策実行計画の推進

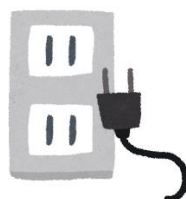
本町全体全庁的に温室効果ガス削減の取り組みを形骸化させることなく、継続的に実施していくには、継続的な意識啓発と基礎的な情報提供が欠かせません。事務局は、温室効果ガス削減だけでなく、省エネや節電、ごみ減量化等の職員が理解しやすい表現を含め、職員向けの分かりやすい資料の作成や、庁内LANで、情報の提供や年度途中の状況を昨年と比較をしながら発表する等、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

②地球温暖化対策等の推進に関する支援措置の検討

温室効果ガス総排出量を一層削減していくために事務局は、次に示すような地球温暖化対策について、具体的に検討し、委員会に報告し推進します。

事務局が検討すべき地球温暖化対策

項目	概要
管理標準・施設運営マニュアル等の導入	設備機器の管理標準や施設運営マニュアル等を導入し、温室効果ガス削減を加速させる。
CO ₂ 削減ポテンシャル診断・監査の導入	CO ₂ 削減ポテンシャル診断や省エネ診断等を行い、診断結果を基礎の温室効果ガスを削減させる。
多様な設備更新資金調達手法の導入	LED設備や空調等の設備更新を前倒しで実施できるように、リースやESCO等の資金調達手法を活用し、温室効果ガスを削減させる。
特に導入を推進する設備 (効果が大きく、目的達成の為に、重要な取り組み)	<ul style="list-style-type: none"> ・温水プールや総合会館等、設備が古く温室効果ガス排出量の多い施設の設備更新 ・電気使用量も多く、水俣条約により将来的に製造が中止される水銀灯のLED灯化 ・中央公民館等、公共施設の建替えや統合を行う際に、最新の設備の導入や、環境に配慮した設計の採用



第4章 計画の進行管理と公表

1. 推進体制

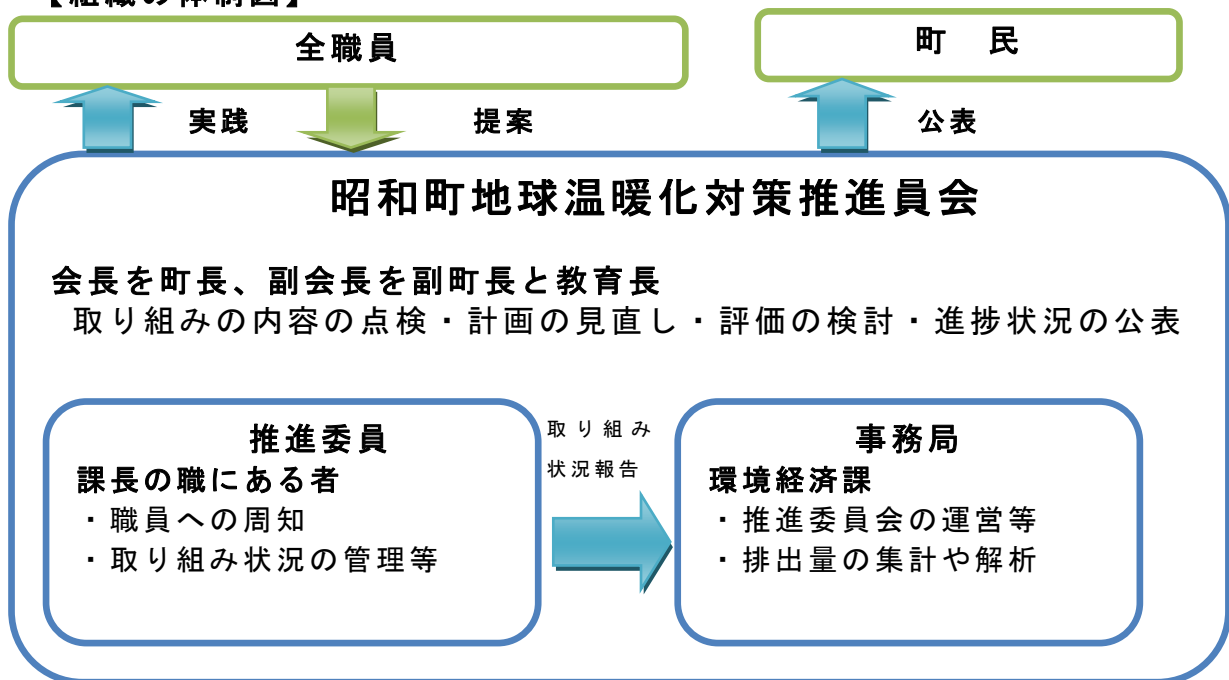
本計画では、実際の目標の達成に向け、全職員が一丸となって実施・運用していくことが求められています。

そして、次のとおり組織体制を整える中で、計画の推進を図っていきます。詳細は「昭和町地球温暖化対策推進委員会設置要綱」に定めます。

【各組織の構成と役割】

組織	構成	役割
事務局	環境経済課 環境衛生係 (事務局長は環境経済課長)	<ul style="list-style-type: none"> 「推進委員会」の運営・管理 年度ごとの温室効果ガスの排出量集計や解析 その他庶務
地球温暖化対策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 町長(委員長) 副町長・教育長(副委員長) 課長の職にある者(推進委員) 	<ul style="list-style-type: none"> 取り組み内容の点検 評価結果の検討 計画の見直し 計画の進捗状況の公表
推進委員	課長の職にある者	<ul style="list-style-type: none"> 計画の実行に向けた職員への周知 取り組み状況の管理・記録・報告 担当部署の温室排出量調査の実施
全職員	町の全職員	<ul style="list-style-type: none"> 取り組みの実践 新しい取り組みや改善案の提案

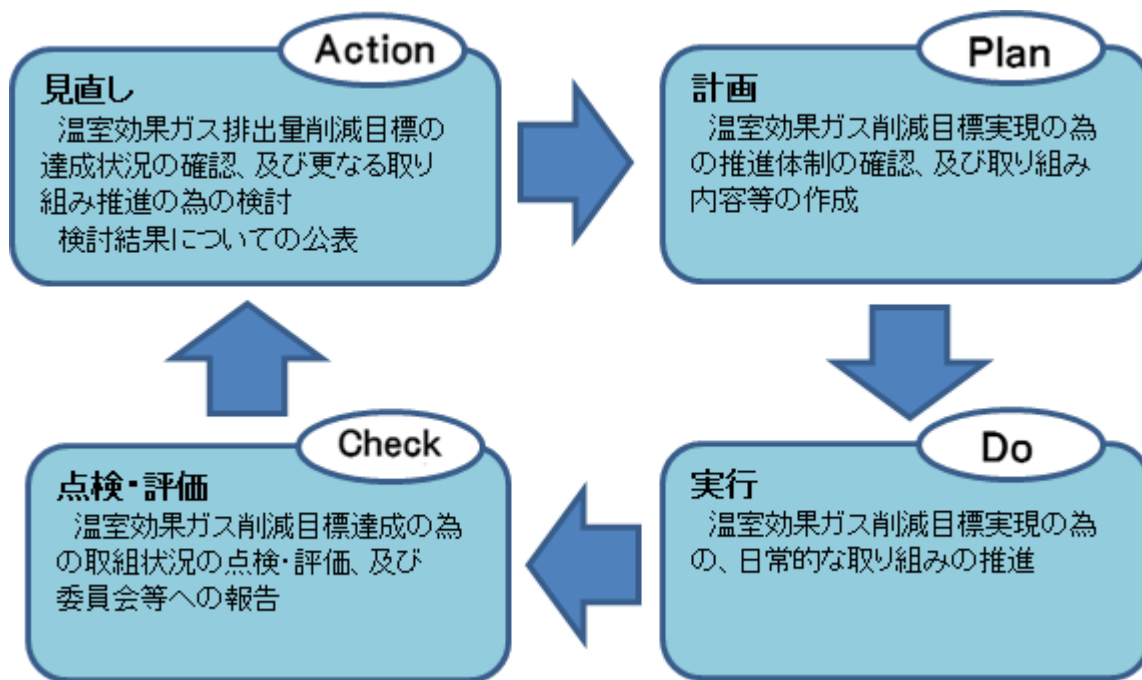
【組織の体制図】



2. 進行管理の仕組み

本計画では、年度ごとの取り組みを進行管理できる環境マネジメントシステムを構築し、中期計画である本計画の定めた温室効果ガス排出量の削減目標の実現に努めます。

進行管理の仕組み図



3. 公表

本計画の内容及び年度ごとの進捗状況について、広報・ホームページ等で公表していきます。

4. 計画の見直し

本計画は、毎年度の点検・評価を基に、次の項目について検討し、見直し若しくは修正を行います。

①計画の基本的事項

新しい施設の建設や設備の導入や廃止、又は法律や上位計画の改正等が発生した場合、計画の対象範囲や基本的事項の変更が必要か検討します。

②計画の目標

目標の進捗状況が、想定を大きく上回る又は下回ってしまった場合や、技術の進歩や社会の動向に大きな変化があった場合、取り組み項目、総排出量の評価・算定方法等の変更があった場合には、目標の妥当性について検討します。

令和5年3月現在、策定予定の内容になります。

参考資料 昭和町地球温暖化対策委員会設置要綱(案)

(設置)

第1条 「昭和町地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「昭和町地球温暖化対策等委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (4) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事後がある時は、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副町長、教育長をもって充てる。
- 4 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は環境経済課長をもって充てる。
- 5 委員は、課長職をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 事務局を環境経済課環境衛生係に設置する。事務局は、委員会の運営に必要な事務又は庶務を処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

第三次昭和町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和5年3月

■発行 昭和町役場 環境経済課

〒 409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2
TEL : 055-275-8355
FAX : 055-275-5250